

伊達市梁川地域包括支援センター利用契約書兼重要事項説明書

〈令和7年6月19日現在〉

_____様（以下「利用者」という。）と伊達市梁川地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、センターが利用者に対して行う介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援について、次のとおり重要事項を説明し、契約を締結します。

【重要事項】

1. センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 024-572-4872（平日の午前8時半～午後5時半）
担当 林緑、大森由希子、和知佳小里、八巻菜摘、田岡佑也
千葉弘美

2. 伊達市梁川地域包括支援センターの概要

(1) センターの所在地及びサービス提供地域

所在地	福島県伊達市梁川町字東土橋65-1
サービスを提供する地域	伊達市梁川町の区域

(2) センターの職員体制

- ・ 所 長 八巻正広
- ・ 管理者兼主任介護支援専門員 林緑
- ・ 社会福祉士 大森由希子、田岡佑也
- ・ 看 護 師 和知佳小里
- ・ 看 護 師 八巻菜摘
- ・ 生活相談員 千葉弘美

(3) 営業時間

平日 8:30～17:30（土・日・祝祭日・12/30～1/3及びその他やむを得ず業務のできない日を除きます。）

※緊急連絡電話 電話 024-572-4872

（営業時間以外は梁川ホームの職員が取り次ぎます。）

3. 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される総合事業サービス又は指定介護予防サービス等が特

定の種類又は特定の総合事業サービス事業者及び介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

4. 利用料金

- (1) 介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に関するサービス利用料金について、センターが法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担は発生しないものとします。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、センターが介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は法律の規定に基づくサービス利用料金の全額をセンターに一旦支払うものとします。

5. 緊急時等における対応方法

- (1) センター及び受託事業者職員は、介護予防支援を実施中に、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。
- (2) センターは、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供に伴って、センター及び支援事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

6. 相談・要望・苦情等への対応

自ら提供した介護予防支援等に関して利用者からの相談・要望・苦情等に対応する常設の窓口を設け、直接訪問する等して詳しい事情を把握し迅速に対応します。

① センターの苦情解決責任者

所長 八巻 正広

② 相談・要望・苦情等の窓口

担当 秋葉 望、林 緑

電話 024-572-4872

③ センターの苦情解決委員会第三者委員

橘 智行（伊達市人権擁護委員）

電話 024-577-0880

原田 徳好（伊達市人権擁護委員）

電話 024-577-6765

(契約の目的)

第1条 センターは介護保険法令の趣旨に基づき、利用者に対し介護予防マネジメントケアプラン又は介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成を支援するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう指定介護予防・日常生活支援サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定事業者」という。）との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の総合事業の対象者の有効期間満了の日又は要支援認定の有効期間満了の日までとします。

2 契約満了日までに、利用者からセンターに対して、文書による契約解除の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(介護予防ケアプラン作成の支援)

第3条 センターは、次の各号に定める事項をセンター職員に担当させ、介護予防ケアプランの作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して介護予防サービス等の提供に係る情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) センターが所管する地域における指定事業者に関する介護予防サービス等の内容、利用料等の情報について、正確に利用者等に提供し、提供を希望する介護予防サービス等の選択を利用者等に求めます。
- (3) 提供される介護予防サービス等の目標、その達成時期、介護予防サービス等を提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。
- (4) 介護予防ケアプランの原案に提案した介護予防サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者等に説明し、利用者等から書面にて同意を受けます。
- (5) その他、介護予防ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第4条 センターは、介護予防ケアプラン作成後、次の各号に定める事項をセンター職員に担当させます。

- (1) 利用者等と継続的に連絡を行い、経過の把握に努めます。
- (2) 介護予防ケアプランの目標に沿って介護予防サービス等が提供されるよう指定業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防ケアプラン変更の支援、介護保険認定申請、基本チェックリスト実施の支援等の必要な対応を行います。

(施設利用の支援)

第5条 センターは、利用者がその居宅においては日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が施設への入所を希望した場合、利用者が入所できる施設の紹介、その他施設利用に関する支援を

行います。

(介護予防ケアプランの変更)

第6条 利用者等が介護予防ケアプランの変更を希望した場合又はセンターが介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、利用者等とセンター双方の合意をもって介護予防ケアプランを変更します。

(届出・申請に係る援助)

第7条 センターは、利用者等が介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)の届出、要支援認定(更新)の申請又は状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者等を援助します。

2 センターは、利用者等が希望する場合は、前項に規定する届出又は申請の手続きを利用者等に代わって行います。

(給付管理)

第8条 センターは、介護予防サービス等の実績管理のために、介護予防ケアプランに基づく給付管理票を毎月作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(業務の委託)

第9条 センターは、第1条に規定する契約の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、利用者の同意に基づき、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の一部(以下「業務」という。)を指定居宅介護支援事業者(以下、「支援事業者」といいます。)に委託し、その業務を支援事業者に所属する介護支援専門員に行わせることができるものとします。

2 センターは、業務を受託した支援事業者が行う当該業務に関しても最終責任を負うものとし、センター及び支援事業者が協力し、本契約に定めた事項の履行に努め、利用者支援します。

(介護予防サービス等の提供の記録)

第10条 センターは、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 センターは、利用者が転居等により他の指定介護予防支援事業所を利用することとなった場合、又は利用者等から書類の交付の申し出があった場合には、当該利用者等に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付するものとします。

(費用)

第11条 センターが提供する介護予防ケアプランの作成に係る費用は、介護保険法等の規定に基づくものとし、介護保険法の法定代理受領規定により、センターが介護保険から直接給付を受領する場合は、利用者の自己負担は発生しないものとします。

2 前項の規定に関わらず、利用者の保険料滞納等により介護保険の適用に制限がかかり、センターが費用を法定代理受領できない場合は、利用者は該当する費用全額をセンターに一旦支払うものとします。

(契約の解除)

第12条 利用者は、センターに対して、7日間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

2 センターは、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、本契約を解約することができます。

3 センターは、利用者等がセンター職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 センターは、職員及びほかの利用者の安全と尊厳を守るため、著しい迷惑行為や不当な要求、暴言・暴力などのカスタマーハラスメントに対しては、必要に応じてサービス提供の見直し、契約の解除、関係機関への通報などの対応を行う場合があります。

5 利用者が次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 総合事業の対象者でなくなった場合、要支援認定を取り消された場合、要介護認定を受けた場合
- (2) 転出又は死亡により、本市の介護保険の被保険者としての資格をも失した場合
- (3) 転居により、他指定介護予防支援事業所を利用することとなった場合
- (4) 介護予防認知症対応型共同生活介護等を利用することとなった場合
- (5) 総合事業の対象とならないまま、又は要支援認定の更新申請をせずに、要支援認定の有効期間が満了した場合

(秘密の保持)

第13条 センターは、業務上知り得た利用者等に関する個人情報並びに秘密事項については、社会福祉法人信達福祉会個人情報の保護に関する管理規程に基づき取り扱うものとします。

2 センター職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

3 センターは、サービス担当者会議等、利用者等の個人情報を用いる必要がある場合には、利用者等から予め書面にて同意を得るものとします。

(賠償責任)

第14条 センターは、介護予防マネジメント又は介護予防支援の提供にともなって、事業者等の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第15条 センター職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第16条 センターは、利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援、介護予防ケアプランに提案した介護予防サービス等に関する利用者等の要望、苦情等に対

し、迅速に対応します。

(公正中立の原則)

第17条 センターは、特定の指定事業所に偏することのないよう、また特定の種類に偏することがないように、公正中立に業務を行います。

2 センターは、利用者が複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることが可能であることや、介護予防サービス計画原案に位置づけた事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について十分に説明します。

(管轄裁判所)

第18条 利用者とセンターは、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

(本契約に定めのない事項)

第19条 利用者及びセンターは、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及びセンター双方が誠意を持って協議の上定めます。

(虐待の防止)

第20条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し次のとおり必要な措置を講じます。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。

3 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、センターが署名押印の上、各自1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 伊達市梁川地域包括支援センター
住 所 福島県伊達市梁川町字東土橋 6 5 - 1

代表者名 所長 八巻 正広 印

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の契約の締結にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 福島県伊達市梁川町字東土橋 6 5 - 1
名 称 伊達市梁川地域包括支援センター

説明者 職名
氏名 印

私は、介護予防支援契約の締結にあたり、本書面に基づいてセンターから重要事項の説明を受け了解しました。

利用者

住 所 福島県伊達市梁川町

氏 名 印